

富 監 発 第 2 3 号
令和 4 年 8 月 3 0 日

富士市長 小長井 義正 様

富士市監査委員 山 田 充 彦

同 金 子 宏 一

同 影 山 正 直

令和 3 年度富士市財政及び経営の 健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された、令和3年度富士市財政及び経営の健全化比率並びにそれぞれの関係書類等を審査しましたので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

令和3年度富士市財政及び経営の健全化審査意見

1 審査の対象

(1) 令和3年度 富士市財政の健全化判断比率

上記比率算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 附属書類

令和3年度 地方財政状況調査表

財政健全化判断比率算定フォーマット

2 審査の期間

令和4年7月15日から同年8月16日まで

3 審査の方法

審査にあたっては、富士市監査基準に基づき、市長から提出された財政の健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性を確認するとともに、これらの比率がその書類に基づいて正確に算定されているかどうかを主眼とし、各事業の決算書等との計数の照査を行うとともに関係職員からの説明を聴取するなどの審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその他その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、正確に算定されているものと認められた。

記

(単位：%)

区 分	富 士 市		早期健全化 基 準	財政再生 基 準
	令和3年度	前年度		
実 質 赤 字 比 率	—	—	11.25	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	16.25	30.00
実 質 公 債 費 比 率	3.2	3.2	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	74.0	63.3	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、「—」で表示した。

5 審査の意見

各指標の比率とも国が示した「早期健全化基準」の範囲内であり、その数値は国が示している数値と比較しても健全な状態であると言える。なお、「将来負担比率」が前年度と比べて上昇している点に留意しつつ、引き続き健全な財政運営に努めるよう要望する。

富 監 発 第 2 3 号
令和 4 年 8 月 3 0 日

富士市長 小長井 義正 様

富士市監査委員 山 田 充 彦

同 金 子 宏 一

同 影 山 正 直

令和 3 年度 富士市 公営企業会計 経営の健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された、令和3年度富士市水道事業会計、富士市公共下水道事業会計、富士市病院事業会計及び富士市富士山フロント工業団地第2期整備事業特別会計(宅地造成事業)の資金不足比率並びに関係書類等を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

令和3年度富士市公営企業会計経営の健全化審査意見

1 審査の対象

(1) 〔法適用企業〕

令和3年度 富士市水道事業会計の資金不足比率

令和3年度 富士市公共下水道事業会計の資金不足比率

令和3年度 富士市病院事業会計の資金不足比率

〔法非適用企業〕

令和3年度 富士市富士山フロント工業団地第2期整備事業特別会計(宅地造成事業)の資金不足比率

(2) 附属書類

令和3年度 富士市水道事業会計決算書

令和3年度 富士市公共下水道事業会計決算書

令和3年度 富士市病院事業会計決算書

令和3年度 富士市各会計歳入歳出決算書

上記、それぞれの地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年6月8日から同年8月16日まで

3 審査の方法

審査にあたっては、富士市監査基準に基づき、市長から提出された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性を確認するとともに、これらの比率がその書類に基づいて正確に算定されているかどうかを主眼とし、各事業の決算書等との計数の照査を行うとともに関係職員からの説明を聴取するなどの審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された次表の資金不足比率及びその他その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、正確に算定されているものと認められた。

(単位：%)

区 分	水道事業	公共下水道事業	病院事業	宅地造成事業
資金不足比率	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0			

※水道、公共下水道、病院及び宅地造成事業の資金不足比率は、いずれも資金不足が生じていないため、「—」で表示した。

5 審査の意見

水道、公共下水道、病院及び宅地造成事業会計それぞれの資金不足比率は、上記のとおり資金不足が生じておらず、良好な状態にある。引き続き健全な経営に努められるよう要望する。

参 考

資金不足比率の算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額
 (法適用企業) (流動負債 - 翌年度償還の企業債・他会計からの借入金(建設改良) + 地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 (法非適用企業) (歳出額 + 建設改良費以外の企業債現在高 - 歳入額) - 解消可能資金不足額
- ・ 事業の規模
 (法適用企業) 営業(医業)収益の額 - 受託工事収益の額
 (法非適用企業) 資本 + 負債

(法適用企業)

(単位：千円)

区 分		水道事業	公共下水道事業	病院事業	
資金の不足額	流 動 負 債	A	1,382,867	2,614,560	2,253,035
	【算入対象からの除外措置】※1 翌年度償還の企業債・他会計からの借入金(建設改良)	a 1	524,996	2,230,126	363,151
	差 引	A - a 1	857,871	384,434	1,889,884
	地方債の現在高 ※2	B	0	0	0
	流 動 資 産	C	2,738,611	1,511,003	6,944,332
	解消可能資金不足額 ※3	D	0	0	0
	(合 計)	([A - a 1] + B - C) - D	(△1,880,740)	(△1,126,569)	(△5,054,448)
「資金不足比率」算定のための資金不足額	E	0	0	0	
事業の規模	営業(医業)収益の額	F	3,281,738	2,803,471	13,009,009
	受託工事収益の額	G	24,172	0	0
	(合 計)	F - G = H	3,257,566	2,803,471	13,009,009
資金不足比率 (E/H) × 100			0.0 %	0.0 %	0.0 %

※1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第3条第1項の規定に基づくもの

※2 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高を示す。

※3 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※4 表中の金額は、原則として千円未満を四捨五入しているが、端数調整により円単位の金額を切上げまたは切捨てしている場合がある。

(法非適用企業)

(単位：千円)

区 分		宅地造成事業	
資金の不足額	歳 出 額	A	332,000
	建設改良費以外の企業債現在高	B	0
	歳 入 額※	C	332,000
	解消可能資金不足額	D	0
	(合 計)	$(A+B-C) - D$	0
	「資金不足比率」算定のための資金不足額	E	0
事業の規模	資 本	F	0
	負 債	G	0
	合 計	$F+G=H$	0
資金不足比率 $(E/H) \times 100$		—	

※ 翌年度に繰り越すべき財源がある場合は、その額を除く。